

# 障がい者のいる家庭を対象とした NHK放送受信料の免除基準が変わります

障がい者のいる家庭に対するNHK放送受信料の免除基準が10月1日から次のとおり変更になります。新たに該当される方は、障害者手帳を持参のうえ、社会福祉課または各庁舎総合窓口課に備え付けの申込書に必要事項を記載・押印し、お申し込みください。

## 【従来の免除基準と新しい免除基準】

	9月30日まで 全額免除	10月1日から	9月30日まで 半額免除	10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	身体障害者、知的障害者または精神障害者を構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税である世帯	世帯主が視覚障害者または聴覚障害者である世帯 世帯主が重度の肢体不自由者である世帯	世帯主が視覚障害者または聴覚障害者である世帯（変更なし） 世帯主が身体障害者手帳1級または2級を所持している世帯
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税である世帯		適用外	世帯主が療育手帳Aを所持している世帯
精神障害者	適用外		適用外	世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を所持している世帯

# 障がい者のための各種手当制度をご存知ですか

	特別児童扶養手当制度	障害児福祉手当制度	特別障害者手当制度
対象者	特別児童扶養手当は、心身に障がいのある児童(20歳未満の方)の父母、もしくは父母に代わってその児童を養育する方に支給されます。 対象児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、児童福祉施設などに入所していないことが条件となります。	障害児福祉手当は、心身に重度の障がいのある児童(20歳未満の方)ご本人に支給されます。 障がいのある児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、施設に入所していないことなどが条件です。	特別障害者手当は、心身に重複障がいがあるなど常時介護を必要とする20歳以上の方ご本人に支給されます。 施設に入所している方、医療機関に3か月以上入院されている方などは対象となりません。
手当額	1級 50,750円 2級 33,800円	月額 14,380円	月額 26,440円

問 大安庁舎 社会福祉課 T 78-3511 F 78-1114

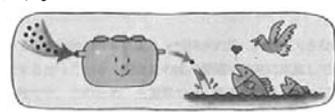
## 10月1日は「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、昭和60年10月1日に「浄化槽法」が全面施行された日のことです。浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、近隣への迷惑、川や海の汚れの原因となりがねません。

清掃、保守点検、法定検査など浄化槽の維持管理を確実に実施し、みなさん一人ひとりの力で地域のきれいな川や海を守りましょう。

### 浄化槽って何？

わたしたちの家庭から流れ出るトイレや台所などからの汚れた水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいにする施設です。  
浄化槽の維持管理や清掃方法は、市のホームページに掲載しています。



浄化槽の日実行委員会資料「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」から引用

問 北勢庁舎 生活環境課 T 72-3946 F 72-3748